



弁護士法人 瓜生・糸賀法律事務所

URYU & ITOGA <https://uryuitoga.com>

東京事務所 〒107-6036 東京都港区赤坂1丁目12番32号
アーク森ビル 36階

TOKYO OFFICE Ark Mori Bldg. 36F 12-32, Akasaka 1-chome
Minato-ku, Tokyo 107-6036, JAPAN
TEL:03-5575-8400 FAX:03-5575-0800

令和3年1月1日施行 著作権法等改正の概要 ～侵害コンテンツのダウンロード違法化など～

1. はじめに
2. 侵害コンテンツのダウンロード違法化
3. 著作権侵害訴訟における証拠収集手続の強化
4. アクセスコントロールに関する保護の強化
5. プログラムの著作物に係る登録制度の整備

弁護士・弁理士 正木湧士

1. はじめに

- ✓ 2021年1月1日、改正著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律（以下「プログラム登録特例法」¹といいます。）が施行されました。
- ✓ 著作権法については、第201回国会において、「著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、令和2年10月1日には、その第一弾の改正法が施行されていました。令和2年10月1日施行の改正法では、（1）リーチサイト対策（著作権法第113条第2項～第4項、第119条第2項第4号・第5号、第120条の2第3号等）、（2）写り込みに係る権利制限規定の対象範囲の拡大（著作権法第30条の2）、（3）行政手続に係る権利制限規定の整備（地理的表示法・種苗法関係）（著作権法第42条第2項）、（4）著作物を利用

¹プログラムの著作物の特殊性の高さから、その登録に関して著作権法の特例を定める法律であり、文化庁長官が指定する「指定登録機関」（現在は一般財団法人ソフトウェア情報センターのみ）がプログラムの著作物の登録を行うこととなっています。

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただけますようお願い申し上げます。

する権利に関する対抗制度の導入（著作権法第 63 条の 2）について改正がなされ、既にこれに基づく実務運用がされています。

- ✓ 本ニュースレターでは、その第二弾として令和元年 1 月 1 日に施行された著作権法及びプログラム登録特例法について、以下のとおり改正の概要を整理しました。詳細は、文化庁ホームページ²をご参照下さい。

2. 侵害コンテンツのダウンロード違法化(法第 30 条第 1 項第 4 号、第 119 条第 2 項 4 号・5 号、120 条の 2 第 3 号等)

違法にアップロードされた著作物（侵害コンテンツ）へのリンク情報を集約した「リーチサイト」や「リーチアプリ」によって、海賊版被害が深刻化していることを受け、海賊版対策として、違法にアップロードされた著作物のダウンロード規制（私的使用であっても違法とするもので、違反した場合には民事上の責任追及のみならず刑事罰も課せられるもの）について、これまでは音楽・映像のみが規制の対象であったところから著作物全般（漫画・書籍・論文・コンピュータプログラムなど）に拡大する改正がされました。

ただし、国民の情報収集等を過度に萎縮させないよう、違法にアップロードされたことを知りながらダウンロードする場合のみを規制の対象とするとともに、以下の（1）～（3）の場合が規制の対象外とされています³。

(1)「軽微なもの」

「軽微なもの」に該当するか否かは、当該著作権に係る著作物のうち当該複製がされる部分の占める割合、当該部分が自動公衆送信される際の表示の精度その他の要素に照らして判断されます。具体例は以下のとおりです。

「軽微なもの」に該当するもの	✓ 数十ページで構成される漫画の 1 コマ～数コマのダウンロード
	✓ 長文で構成される論文や新聞記事などの 1 行～数行のダウンロード
	✓ 数百ページで構成される小説の 1 ページ～数ページのダウンロード
	✓ 画質が低く、それ自体では鑑賞に堪えないような荒い画像(サムネイル画像等)のダウンロード
「軽微なもの」に該当しないもの	✓ 漫画の 1 話の半分程度のダウンロード
	✓ 1 コマ漫画の 1 コマ全部のダウンロード
	✓ 論文や新聞記事の半分程度のダウンロード
	✓ 絵画や写真など 1 枚で作品全体となるもののダウンロード
	✓ 絵画やイラスト等の鮮明な画像のダウンロード
	✓ 高画質の写真のダウンロード

² https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/r02_hokaisei/

³ 従前は、写真撮影・録音・録画を行う際の写り込みのみが違法とされない旨定められていましたが、令和 2 年 10 月 1 日改正前著作権法において、デジタル化・ネットワーク化の進展などに的確に対応するため、スクリーンショットやインターネットによる生配信等を含む行う際の写り込みについても違法とされないこととされました（著作権法第 30 条の 2）。その結果、違法にアップロードされたことを知りながら著作物をスクリーンショットする場合であっても、それが著作権法第 30 条の 2 第 1 項の要件を満たす場合には、違法とはなりません。

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。

(2)二次創作・パロディ

二次創作者が原作者の許諾なくアップロードした二次創作物については、それが違法にアップロードされたものだと知りながらダウンロードしたとしても、違法とはならないこととされています（典型的には、二次創作物の配信・共有サイトからのダウンロード。）。あくまで二次創作者自身がアップロードした二次創作物をダウンロードした場合の例外であり、二次創作者でない第三者が二次創作者の許諾なく更にアップロード（無断転載）した二次創作物について、それを知りながらダウンロードした場合には、原則どおり違法です。

(3)著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合

「著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合」に該当するか否かは、著作物の種類・経済的価値などを踏まえた保護の必要性の程度、ダウンロードの目的・必要性などを含めた態様、という2つの要素によって判断されます。

特別な事情が認められるとされる具体例
・詐欺集団の作成した詐欺マニュアルが、被害者救済団体によって告発サイトに無断掲載されている場合に、それを自分や家族を守る目的でダウンロードすること
・無料の大学紀要に掲載された論文の相当部分が、他の研究者のウェブサイトに批判とともに無断転載されている場合に、その文章を全体として保存すること
・有名タレントの SNS に、おすすめイベントを紹介するために、そのポスターが無断掲載されている場合に、その SNS 投稿を保存すること

なお、この「特別の事情」の立証責任については、民事裁判においてはユーザー側が負うこととなり、刑事裁判においては、検察側が「特別な事情」がないことを立証する必要があります。

3. 著作権侵害訴訟における証拠収集手続の強化(著作権法第 114 条の 3)

著作権の侵害行為または侵害行為による損害の計算をするための書類の提出命令手続（著作権法 114 条の 3 第 1 項）においては、裁判所が、書類の所持者が提出を拒むことについて正当な理由があるか否かを判断するために必要な場合にのみ、書類の所持者にその提示を命じることができ（インカメラ手続により、裁判所だけが閲覧することができる）とされていましたが、今回の改正により、裁判所が、提出命令の申立ての対象とされた書類が侵害行為の立証または損害の計算のために必要な書類に該当するか否かを判断するために必要がある場合においても、あらかじめ証拠書類をインカメラ手続により閲覧することが可能となる（第 2 項）とともに、そのインカメラ手続において、専門委員（大学教授など）のサポートを受けられるようになりました（第 4 項）。

4. アクセスコントロールに関する保護の強化(著作権法第 2 条第 1 項第 20 号・第 21 号、第 113 条第 7 項、第 120 条の 2 第 4 号等)

著作権法においては、不正利用を防止するためのコンテンツ保護技術のうち、機器認証などのアクセスコントロールを「技術的利用制限手段」（著作権法第 2 条第 1 項第 20 号）と定義し、それを回避する行為を違法としています。インターネット配信の方法によるコンテンツ提供が飛躍的に増加したことに伴い、シリアルコードを活用したライセンス認証

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。

が広く普及しましたが、これが上記「技術的利用制限手段」に含まれるかが不明確であったため、定義規定が改正され、ライセンス認証など最新の技術も保護対象に含まれることが明確化されました。また、ライセンス認証等を回避するための不正なシリアルコードの提供等についてもみなし侵害として規制の対象に含むこととされました。

5. プログラムの著作物に係る登録制度の整備(プログラム登録特例法第4条、第26条等)

改正プログラム登録特例法においては、(1) 訴訟等での立証の円滑化に資するよう、著作権者等が自ら保有する著作物(訴訟等で係争中のもの)と、事前にプログラム登録をした著作物の同一性を証明する書類を請求できるとされるとともに(プログラム登録特例法第4条第1項)、国及び独立行政法人がプログラム登録を行う場合の手数料免除規定(プログラム登録特例法第26条)が廃止されました。

本ニュースレターに関するお問い合わせは、下記までご連絡ください。
(E-mail: <https://uryuitoga.com/form>)

以上